

【基本目標Ⅱ】 いのち・人権の尊重

■施策の方向 1 配偶者等からの暴力等、あらゆる暴力の根絶

具体的施策	No.	施策(事務・事業)	担当課	取組内容	令和4年度	審議会評価・意見 (令和4年度分)
	21	DV相談と被害者に対する支援	総合政策課(男女共同参画推進室)	<p>【取組内容】 相談員による相談業務を行う。</p> <p>【活動指標・当初値】 DV相談と被害者に対する支援の実施</p>	<p>【目標・計画】 ホームページやチラシ、広報誌にて相談窓口の周知を行う。</p> <p>【実績】 男女共同参画センターで受付した相談件数(面談・電話相談等) 153件</p> <p>【課題・今後の方向性】 男女共同参画センターがDV相談窓口であることの周知を行う。</p>	
	21	DV相談と被害者に対する支援	福祉事務所	<p>【取組内容】 障がい者に対する虐待防止及び早期対応、養護者に対する適切な支援を行う。虐待があった場合は、立入調査や、やむを得ない措置での入所、面会制限などの対応をとり、障がい者本人の安全を確保する。虐待としなかった場合も、各種関係機関と連携を図り、情報提供や助言を行う。</p> <p>【活動指標・当初値】 実施</p>	<p>【目標・計画】 障がい者に対する虐待防止及び早期対応、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制を整備する。</p> <p>【実績】 配偶者等からの虐待の通報の実績なし。</p> <p>【課題・今後の方向性】 今後も関係機関と連携を取り、虐待等の早期発見、解決に努めていく。</p>	
	21	DV相談と被害者に対する支援	介護サービス課	<p>【取組内容】 養護者から高齢者に対する虐待(疑い含む)相談があった場合、相談内容に応じて関係機関と連携して対応する。</p> <p>【活動指標・当初値】 実施</p>	<p>【目標・計画】 困難事例・虐待への対応、成年後見制度活用の支援等、相談・連絡・通報等があったケースに対応する。</p> <p>【実績】 DVIに関する相談はなかった。養護者による高齢者虐待(疑い含む)相談は、まず包括支援センターで対応し、通報を受けたケースについて、コアメンバー会議を開催し、虐待と判定されたケースについて対応した。</p> <p>【課題・今後の方向性】 ・今後も、地域包括支援センターを中心に様々な人からの相談を受ける体制を整えていく。</p>	
	22	各種相談窓口の周知、啓発	総合政策課(男女共同参画推進室)	<p>【取組内容】 DVは専門機関への相談が有効・重要であるため、広報やHPへの掲載及びPRカード等により相談窓口の周知をする。</p> <p>【活動指標・当初値】 実施</p>	<p>【目標・計画】 男女共同参画センターのDV等相談窓口としての認知度アップにつなげる。</p> <p>【実績】 DV相談窓口周知カード等を公共施設等に補充し、周知を行った。二十歳の記念式典の際に配布するしおりの中に、DV・デートDV防止啓発記事を掲載した。</p> <p>【課題・今後の方向性】 継続して周知を行う。</p>	

相談窓口の 周知や救済 措置の充実	ア	22	各種相談窓口 の周知、啓発	福祉事務 所	<p>【取組内容】</p> <p>市報や障がい者手帳交付時に配布している「障がい者福祉のしおり」で、虐待通報窓口の周知に努める。</p>	<p>【目標・計画】</p> <p>市報や障がい者手帳交付時に配布している「障がい者福祉のしおり」で、虐待通報窓口の周知に努める。</p>		
					<p>【実績】</p> <p>市報への記事掲載や「障がい者福祉のしおり」を手渡しし、内容を周知していった。</p>			
					<p>【活動指標・当初値】</p> <p>実施</p>	<p>【課題・今後の方向性】</p> <p>市民への周知を図っていく。</p>		
		22	各種相談窓口 の周知、啓発	子ども未来 課	<p>【取組内容】</p> <p>相談窓口の周知、啓発を行う</p>	<p>【目標・計画】</p> <p>広報紙、子育て支援ブック、ホームページにて周知、啓発を行う。</p>		
					<p>【実績】</p> <p>相談窓口の情報を、広報紙、子育て支援ブック、ホームページに掲載した。</p>			
					<p>【活動指標・当初値】</p> <p>相談窓口の周知、啓発の実施</p>	<p>【課題・今後の方向性】</p> <p>引き続き、相談窓口の周知・啓発を行う。</p>		
		22	各種相談窓口 の周知、啓発	介護サー ビス課	<p>【取組内容】</p> <p>平成28年度から高齢者の相談業務を包括支援センターへ委託した。住民やコミュニティ、老人クラブ、民生委員・主任児童委員等へまた、医療・介護関係機関にも周知啓発を行い、身近な相談窓口になるよう取り組む。</p>	<p>【目標・計画】</p> <p>広報に地域包括支援センター（市内3箇所）について掲載。コミュニティ、老人クラブ、民生委員・主任児童委員、医療・介護関係機関等に周知する。</p>		
					<p>【実績】</p> <p>広報6/1号に地域包括支援センター（市内3箇所）について掲載。民生委員・主任児童委員定例会、コミュニティ、老人クラブ等連絡会に参加し、関係づくりや地域包括支援センターの周知啓発を行った。</p>			
					<p>【活動指標・当初値】</p> <p>実施</p>	<p>【課題・今後の方向性】</p> <p>今後も、あらゆる機会を活用して啓発に努める。</p>		
		23	窓口でのDV対 象者への対応 の徹底	税務課	<p>【取組内容】</p> <p>窓口でのDV対象者への対応の徹底</p>	<p>【目標・計画】</p> <p>対象者以外に証明書等を発行しないよう徹底する。</p>		
					<p>【実績】</p> <p>税証明発行時は本人確認の上、対象者本人へ交付を行った。</p>			
					<p>【活動指標・当初値】</p> <p>実施</p>	<p>【課題・今後の方向性】</p> <p>今後も、本人確認を徹底し交付を行う。</p>		

23	窓口でのDV対象者への対応の徹底	市民課	【取組内容】 ①DV支援措置申請の相談窓口、新規・継続申請の受付 ②対象者への証明書発行や戸籍届出の受付 ③マイナポータル対応	【目標・計画】 ①DV支援に係る相談・受付時に、DV等にかかる相談であることを確認し、男女共同参画センターとの連携に努める。申請者の状況を正確に把握し、迅速な抑止処理と各課通知等を行うことで、本人以外の者が住民票等を取得することのないようにする。 ②対象者への証明書発行時には、職員2人で発行確認をする。また、戸籍の届出や相談時、戸籍から対象者の居所が推測されないよう(届書の記入案内や届出地の変更を促す等)アドバイスする。 ③個人番号制度による情報連携開始に伴い、個人番号カードを用いて、加害者が被害者の情報等を閲覧出来る危険性が生じる。その為、支援措置申請の際、より慎重な聞き取りやアンケート等(個人番号カード保持者であるか、カードは手元にあるか等)の工夫を施し、対象者に対して、情報連携の「自動応答不可」及び「不開示設定」等適切な処理を行っていく。
			【実績】 ①男女共同参画センターと日程調整を行い連携に努めた。申請者の状況を把握し、迅速な抑止処理と各課通知等を努めることで、本人以外の者が住民票等を取得出来ないよう取り組んだ。 ②対象者への証明書発行時には、加害者名なども記載させ職員2人で発行確認をした。また、戸籍の届出や相談時、戸籍から対象者の居所が推測されないよう(届書の記入案内や届出地の変更を促す等)アドバイスもできた。加害者に情報がもれるような案件はなかった。 ③対象者に対して、情報連携の「自動応答不可」及び「不開示設定」等適切な処理が行えた。	
			【活動指標・当初値】 実施。	【課題・今後の方向性】 本当に支援を必要とされているのか、目的外や安易な支援申出をされていないか見極めが必要である。引き続き、加害者に情報が漏れないように慎重な対応をする。
23	窓口でのDV対象者への対応の徹底	収納対策課	【取組内容】 窓口でのDV対象者への対応の徹底	【目標・計画】 対象者の住所等の情報が漏洩しないように個人情報の取り扱いを徹底する。
			【実績】 氏名、住所等の本人確認を徹底し、情報を漏らさないよう取り扱いに注意した。	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も窓口でDV支援措置対象者への対応の際は情報漏洩しないように管理を徹底する。
24	DV防止法等の周知と情報提供	総合政策課(男女共同参画推進室)	【取組内容】 広報やHPを活用し、DV防止等の周知と情報提供を行う。	【目標・計画】 男女共同参画センターのDV等相談窓口等の周知をする。11月「女性に対する暴力をなくす運動」の際に、相談窓口等の周知をする。
			【実績】 広報あさくらの毎月1日号に「あさくら女性ホットライン」の電話相談先の情報を掲載している。「女性に対する暴力をなくす運動」期間中にパネル展示を行い、DV防止等の周知を行った。	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 広報紙やHPを活用して情報提供を行ったり、男女共同参画センター利用者、主催講座参加者等に随時呼びかけていく。

配偶者等からの暴力防止に向けた啓発、被害防止の啓発

25	ポスターやパンフレット、広報紙等を活用した啓発	総合政策課(男女共同参画推進室)	【取組内容】 ・DV防止啓発のためのリーフレットやあさくら女性ホットラインカード等の窓口設置、補充、ポスターの貼付により、啓発を行う。 ・広報・HPを活用し、DV防止の周知と情報提供を行う。	【目標・計画】 市内の医療機関等や公共施設に「あさくら女性ホットライン周知カード」「DV・デートDV防止カード」の配布を行う。	
			【実績】 DV相談窓口周知カード等を公共施設等に補充し、周知を行った。 HPにあさくら女性ホットラインをはじめ、関係機関の電話相談窓口を周知し啓発を行った。	【課題・今後の方向性】 継続実施	
			【活動指標・当初値】 実施		
26	DV防止啓発セミナー等の開催及び案内	総合政策課(男女共同参画推進室)	【取組内容】 DV・デートDV防止啓発のための研修会や講座等の実施に対し、講師派遣等の支援を行う。	【目標・計画】 市内中・高校へDV・デートDV防止講座の呼びかけをし、希望を募り実施する。	
			【実績】 市内中、高校へDV・デートDV防止講座を実施していない。二十歳の記念式典のしおりの中に、DV・デートDV防止啓発記事を掲載した。	【課題・今後の方向性】 DV・デートDV防止啓発セミナー等の開催を呼びかける。	
			【活動指標・当初値】 実施		
27	相談員、職員の研修の実施	総合政策課(男女共同参画推進室)	【取組内容】 DV相談対応マニュアル等を活用し研修を行ったり、職員間で事例を基に対応のやり方を協議し、職員のスキルアップを図る。	【目標・計画】 DV相談対応マニュアル等を活用し研修を行ったり、職員間で事例を基に対応のやり方を協議する。	
			【実績】 関係各課を集めDV担当会議を実施した。	【課題・今後の方向性】 今後も年1回実施する。	
			【活動指標・当初値】 年1回実施		
27	相談員、職員の研修の実施	福祉事務所	【取組内容】 障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修や、障がい者虐待防止対応事例検討会に参加し、虐待対応のスキルアップを図る。	【目標・計画】 障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修や、障がい者虐待防止対応事例検討会に参加する。	
			【実績】 県主催の研修と事例検討会に参加。	【課題・今後の方向性】 県主催の研修と事例検討会に参加。	
			【活動指標・当初値】 実施		
27	相談員、職員の研修の実施	子ども未来課	【取組内容】 県主催の研修会への参加	【目標・計画】 県主催の研修会へ参加する。	
			【実績】 相談業務に必要な研修に積極的に参加した。	【課題・今後の方向性】 引き続き、相談業務に必要な研修に参加する。	
			【活動指標・当初値】 県主催の研修会への参加		

ウ	学校、職場等でのセクハラ防止やDV・デートDV防止の啓発	27	相談員、職員の研修の実施	介護サービス課	<p>【取組内容】</p> <p>平成28年度から高齢者の相談業務を包括支援センターへ委託したため、委託先包括支援センター職員へ虐待防止に向けた啓発と被害の防止についての研修を行う。</p> <p>【活動指標・当初値】</p> <p>実施</p>	<p>【目標・計画】</p> <p>委託先地域包括支援センター合同で虐待対応ケース報告および意見交換会等を開催する。県主催等の虐待対応に関する研修会への参加を依頼する。</p> <p>【実績】</p> <p>委託先地域包括支援センター合同で事例検討および意見交換会を実施した。県主催の虐待対応研修会に参加した。</p> <p>【課題・今後の方向性】</p> <p>今後も、地域包括支援センターおよび関係機関と連携して虐待ケースの対応等を行う。</p>	
		28	健康相談等によりDV被害の相談を受けた場合の関係機関との連携	健康課	<p>【取組内容】</p> <p>乳幼児健診、育児相談事業は母子の健康増進、正常な発達のための相談だが、その相談の場においてDVの早期把握・発見を行う。</p> <p>【活動指標・当初値】</p> <p>乳幼児健診(年54回)・育児相談事業(年24回)の実施</p>	<p>【目標・計画】</p> <p>育児は母親だけでなく、母親と父親が協同して行い、家族全体で取り組んでいくことが必要であることを周知しつつ、DVについて相談しやすい環境づくりを行う。</p> <p>【実績】</p> <p>1歳6カ月児健診受診者282名、3歳児健診受診者315名には相談を行い、DVの早期把握・発見に務めた。また、4カ月児・10カ月児健診は市内小児科での個別健診であったため、フォロー対象者には電話にて連絡し、育児相談会を勧める等して継続的な支援を行った。</p> <p>【課題・今後の方向性】</p> <p>日頃から子ども未来課と連携をとり、フォロー対象者への支援について情報共有を行う必要がある。フォロー対象者には継続的に支援を行えるような関わり方が必要である。</p>	
		29	商工会議所等を通じた市内事業所等への啓発協力依頼	商工観光課	<p>【取組内容】</p> <p>商工会議所・商工会の総会・総代会開催時の資料と共に、職場等でのセクハラ防止やDV・デートDV防止の資料を配布できないか働きかける。</p> <p>【活動指標・当初値】</p> <p>実施</p>	<p>【目標・計画】</p> <p>①総会開催時期:5月 ②総代会開催時期:5月</p> <p>【実績】</p> <p>配布対象 商工会 総代120名 商工会議所 役員・議員 40名</p> <p>【課題・今後の方向性】</p> <p>継続して啓発資料の配布に努める。</p>	
		30	行政職員に対する人権研修	人事秘書課	<p>【取組内容】</p> <p>・人権問題を題材にし、様々な視点からテーマを年次的に設定し、有効な研修を継続・実施します。 ・各種ハラスメント防止に向けて、職員への周知・啓発を実施します。</p> <p>【活動指標・当初値】</p> <p>実施</p>	<p>【目標・計画】</p> <p>・職員研修会の開催 正職員 : 令和4年8月～10月(予定) 会計年度任用職員: 朝倉市主催人権研修参加 ・庁舎内イントラ掲示板等を活用し、職員へ各種情報を提供するとともに、研修、庁内会議等を通じてハラスメント防止の徹底を図ります。</p> <p>【実績】</p> <p>職員研修会の開催 ・正職員: 人権学習(同和問題)全8回開催【令和4年9月～令和4年10月】に加え、階層別の研修に参加【令和4年4月・11月】 ・会計年度任用職員: 同和問題強調月間講演会(WEB配信)【令和4年11月】、人権セミナー(全9回)に参加【令和4年5月～令和5年2月】</p> <p>【課題・今後の方向性】</p> <p>引き続き、様々な人権問題を題材に研修等を計画・実施することで、職員が様々な視点を持つための意識啓発・業務遂行へつなげていきます。</p>	

31	行政職員を対象とした相談窓口の周知・啓発	人事秘書課	【取組内容】 相談窓口の設置に係る周知・啓発を実施します。	【目標・計画】 ・定期的に庁内イントラ掲示板等を活用し、相談窓口の開設について情報提供を行います。	相談窓口を設置し情報提供を行ったとしているが、実際に相談に繋がっているのか。実際にどうやって相談できるのかを具体的に周知する流れを作っていただきたい。
			【実績】 市職員ハラスメントの防止等に関する規程等、庁舎内イントラ掲示板等に掲載し、周知しました。	【課題・今後の方向性】 引き続き、庁内イントラ掲示板を有効活用し、職員全体に向けた情報提供・周知啓発に努めます。	
32	教職員を対象とした、セクハラ防止、DV・デートDV防止の研修や学習等による啓発、及び生徒を対象とした、両性の本質的平等の観点からの学習による啓発	教育課	【取組内容】 中学校生徒の理解を深めるため人権・同和教育を行う。	【目標・計画】 人権・同和教育の推進を行う。 中学校生徒に対し、各中学校の年間指導計画に従って、男女平等や人権尊重の精神を育成する観点から、人権・同和教育の教育計画や保健の指導計画に基づき、教科以外でもあらゆる機会をとらえた教育を行う。	
			【活動指標・当初値】 実施	【実績】 各学校の人権・同和教育計画や保健教育の年間指導計画、実施時間等を点検及び授業参観を行った。	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 生徒に対しては各学校の教育計画の実施点検を行った。教職員については、朝倉市教育支援センターの人権・同和教育研修、県の研修機関における研修で身につけたことを授業実践に活かすようにした。	

■ 施策の方向 2 性差に基づく心身の健康支援

具体的施策	No.	施策(事務・事業)	担当課	取組内容	令和4年度	審議会評価・意見 (令和4年度分)
ア 性差に基づく疾病や健康の情報提供・啓発	33	性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発	健康課	【取組内容】 女性が自らの身体についての健康管理や性に関する自己決定を行えるよう理解を深めるための情報提供や啓発を行う。	【目標・計画】 ①(事業名)妊婦健康診査 (内容)妊婦健康診査基本健診及び必要とされる検査費用の公費負担 (実施時期)通年 ②(事業名)思春期ヘルスライフプラン事業 (内容)将来親になる男女が命や性に関する確かな知識を持ち、出産に関する正確な情報を知ったうえで、将来設計を立てることができるように、中学生への情報提供、教育を行う。 (実施時期)通年	
				【活動指標・当初値】 妊婦健康診査等:実施 思春期ヘルスライフプラン事業:中学校で実施	【実績】 ①妊婦健康診査補助券交付者268人 平均受診回数12回 ②市内中学校4校実施 中学3年生270人参加	
				【課題・今後の方向性】 今後も、引き続き実施し、情報提供や啓発に努める。		

		34	検診受診の推進	健康課	<p>【取組内容】 がんの早期発見・早期治療を目的にがん検診(子宮頸がん・乳がん)を行う。</p> <p>【計画】 事業名:①子宮頸がん検診・②乳がん検診 対象者:①20歳以上の女性市民・②40歳以上の女性市民 実施時期:集団(コミュニティセンター・ピーポート甘木等)5月～11月・個別(指定医療機関)4月～3月</p> <p>【実績】 5月から11月に保健福祉センター等での集団健診30回、協会けんぽ特定健診と一緒に受診できるコラボ健診2回、6月から3月に個別乳がん検診(2医療機関)、4月から3月に個別子宮頸がん検診(2医療機関)を実施した。 受診者数:乳がん検診(1,039人) 子宮頸がん検診(2,123人) ※個別は2月迄の受診者数</p> <p>【活動指標・当初値】 子宮頸がん・乳がん検診の実施・受診者数</p> <p>【課題・今後の方向性】 今後も、集団で行うがん検診を敬遠する方を対象に個別医療機関での実施を継続し、対象年齢の方への無料クーポン券の配付やクーポン券対象者に対して、受診可能な医療機関の県内広域化の実施を継続し、受診体制及び受診機会の確保を行っていく。</p>
イ	性の多様性に関する教育・啓発	35	LGBTなどの性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の人権啓発と理解の促進	人権・同和対策課	<p>【取組内容】 性差のない人権についての理解・認識を深める。</p> <p>【目標・計画】 みんなの人権セミナー(第6回) 市民を対象に、10月20日(木)に朝倉地域生涯学習センター文化ホールにて、性的少数者の人権をテーマに人権セミナーを開催する。</p> <p>【実績】 実施日:令和4年10月20日(木) 参加者:88人 講師:奥 結香さん(SOGIEサポートチームココカラ! 共同代表) 演 題:「多様な性について知ろう ～ひとりぼっちのいない地域を目指して～」 満足度:95%(アンケートで「よかった」以上の評価をした人の割合)</p> <p>【活動指標・当初値】 参加者 40人</p> <p>【課題・今後の方向性】 【課題】 効果的な啓発ができる講師の確保。 参加者が増えるような周知の方法。 【今後の方向性】 研修内容を充実させ、啓発を推進する。</p>
ウ	配慮を必要とする人への支援	36	配慮を必要とする人への支援	人権・同和対策課	<p>【取組内容】 ①高齢者の生きがい対策、居場所づくりを支援する。 ②福岡県パートナーシップ宣言制度に係る行政サービスの提供。 ③各種申請書等における性別記載の見直し。</p> <p>【目標・計画】 ①各支部住民および周辺地域住民を対象に、男女を問わず、健康体操や手芸工作活動、社会科見学等のデイサービスを行う。 (1)甘木総合隣保館にてミニデイサービス (2)杷木人権啓発センターにてデイサービス ②福岡県パートナーシップ宣言制度導入にあたり、積極的に行政サービスを提供することにより、性的少数者の方々の社会生活上の障壁を取り除く。 ③性的少数者の方への人権に配慮した取り組みを推進するため、各種申請書等の性別記載欄の取り扱いについて見直しを進める。</p> <p>【実績】 参加者の健康増進、教養、親睦を深めることにより人権意識の改革に努めた。 (甘木総合隣保館)ミニデイサービス 9回実施 (杷木人権啓発センター)デイサービス 10回実施</p> <p>【活動指標・当初値】 ①実施回数 (1)10回、(2)12回 参加人数 (1)150人(2)144人 ②行政サービス数6 ③法的に義務付けられたものや、業務上明確な必要性があるものを除いて、必要のない性別欄は削除する。</p> <p>【課題・今後の方向性】 今後も事業の更なる推進に努める。</p>

■施策の方向 3 男女共同参画に関する苦情や人権救済措置の充実

具体的施策	No.	施策(事務・事業)	担当課	取組内容	令和4年度	審議会評価・意見 (令和4年度分)
ア	37	広報紙やホームページ・SNSの活用による周知の充実	総合政策課(男女共同参画推進室)	【取組内容】 広報あさくらやHP等を活用し、男女共同参画に関する苦情や性差別等による人権救済措置について、周知を行う。	【目標・計画】 市報・HP等での情報発信に取り組む。	広報あさくらやHPの記事掲載だけでなく、各地区の会議等に出向いた際も、「苦情処理委員制度」についてのチラシを配布するなど、分かりやすい情報提供をお願いしたい。
				【実績】 ・市のHPに苦情処理委員制度についての記事を掲載し、情報提供を行っている。 ・苦情処理委員を委嘱し苦情処理の窓口設置しているが、相談の申し出はなかった。(委員にその旨報告した)	【課題・今後の方向性】 市報やHPでの分かりやすい周知、情報発信。	
イ	38	男女共同参画苦情処理の相談窓口の周知の充実	総合政策課(男女共同参画推進室)	【取組内容】 男女共同参画苦情処理について、市としての窓口があることを広報あさくらやHP等で周知し、制度の充実を図る。	【目標・計画】 男女共同参画センターの相談窓口でも周知を図る。	
				【実績】 ・市のHPに苦情処理委員制度についての記事を掲載した。	【課題・今後の方向性】 気軽に相談できる窓口とする。	
イ	39	関係機関との連携及び相談窓口の周知の充実	総合政策課(男女共同参画推進室)	【取組内容】 男女共同参画社会の理念や内容について理解を深めるため、広報あさくらやHP等を活用した情報を提供する。	【目標・計画】 広報あさくらやHP等を活用した情報提供や庁舎内に情報コーナー等を設置する。	
				【実績】 ・広報あさくら「シリーズ人権」において記事を掲載した。 7月号:「女だから」「男だから」思い込みをなくしましょう 12月号:「ご存じですか。男性の育休ルールが変わりました」 ・あすみん通信を、年4回発行した。	【課題・今後の方向性】 今後もホームページや広報紙を活用し、男女共同参画に向けた意識改革の啓発を行う。	
				【活動指標・当初値】 実施		
				【活動指標・当初値】 実施		
				【活動指標・当初値】 広報あさくらやHP等 年5回掲載		